



平成 30 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 玉井商船株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐野 展雄
(東証第二部・コード 9127)
問合せ先 常務取締役 木原 豊
(TEL 03-5439-0260)

株式併合による 1 株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ

(会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項および第 5 項の規定に基づく自己株式の買取り)

当社は、平成 30 年 11 月 7 日の取締役会において、会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項および第 5 項の規定に基づく株式の併合による 1 株に満たない端数の処理について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当社は、平成 30 年 6 月 26 日開催の第 109 回定時株主総会の決議に基づき、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行なっております。

この株式併合に生じた 1 株に満たない端数につきましては、会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項および第 5 項の規定に基づき処理することとし、平成 30 年 11 月 7 日の取締役会において、当社が買取ることを決定いたしました。

2. 買取りの内容

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 買取る株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 買取る株式の総数 | 38 株 |
| (3) 買取りと引換えに交付する金銭の総額 | 買取る株式の総数に買取り日（平成 30 年 11 月 7 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額
ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。 |
| (4) 買取り日 | 平成 30 年 11 月 7 日
ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、東京証券取引所において最初に売買取引がなされた日。 |

以 上